

<メール施行>

事 務 連 絡
令和3年6月24日

加盟競技団体 事務局長 各位

公益財団法人宮城県スポーツ協会
事務局長 佐々木 榮一
(印 章 省 略)

令和3年度スポーツ選手強化対策事業に係る競技用消耗品費について（通知）

日頃より、本協会のスポーツ振興につきましては、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、事業関係者等の公衆衛生を担保するため、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費について計上可能な対象経費となりました。

なお、必要最低限の数量であることや当該事業年度で消耗すること等備品としないよう御留意ください。

スポーツ推進部スポーツ推進課
担当 三塚
〒981-0122
宮城県宮城郡利府町菅谷台館40-1
宮城県総合運動公園（グランディ21）
TEL 022-349-9655
FAX 022-356-8267
メール g2019@mspf.jp

令和3年度スポーツ選手強化対策事業補助金の手引／補助対象経費と運用実例及び支出の証明方法に係る競技用消耗品費の新旧対照表

改正前		改正後	
補助対象経費と運用実例及び支出の証明方法		補助対象経費と運用実例及び支出の証明方法	
【競技用消耗品費】		【競技用消耗品費】	
運用実例	支出の証明方法	運用実例	支出の証明方法
<p>競技団体強化事業，ジュニア選手トレーニングセンター事業，ジュニアスポーツパワーアップ事業の交付決定額を合わせた金額の30%，もしくは女子競技強化事業，特別強化事業のそれぞれの交付決定額の30%を上限とし，競技用消耗品費を，以下の条件で認める。</p> <p>（ライフル射撃競技・クレール射撃競技には，2は適用しない。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 単価が50，000円未満のもので，競技団体独自で使用するものに限る。 2 交付決定額の30%を上限とする。 3 個人に帰属するもの（シューズ・ユニフォーム等）は認めない。 4 事業実施に係るPCRキット代等は認める。病院等でのPCR検査代やアルコール等の感染対策消耗品は認めない。 	<p>購入店の発行する品名及び個数が記載された領収書</p>	<p>競技団体強化事業，ジュニア選手トレーニングセンター事業，ジュニアスポーツパワーアップ事業の交付決定額を合わせた金額の30%，もしくは女子競技強化事業，特別強化事業のそれぞれの交付決定額の30%を上限とし，競技用消耗品費を，以下の条件で認める。</p> <p>（ライフル射撃競技・クレール射撃競技には，2は適用しない。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 単価が50，000円未満のもので，競技団体独自で使用するものに限る。 2 交付決定額の30%を上限とする。 3 個人に帰属するもの（シューズ・ユニフォーム等）は認めない。 4 事業実施に係るPCRキット代等は認める。病院等でのPCR検査代やアルコール等の感染対策消耗品は認めない。 5 新型コロナウイルス感染症対策に係る経費（マスク，手指消毒剤等。ただし，必要最低限の数量及び当該年度で消費し備品としないこと） 	<p>購入店の発行する品名及び個数が記載された領収書</p>